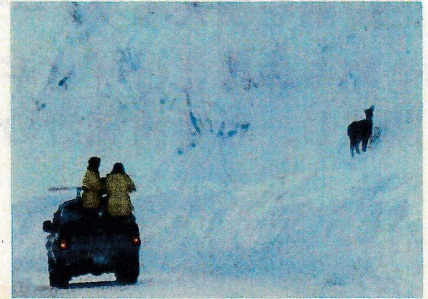


5 増えすぎた鳥獣の捕獲強化

■ 高度な技術をもつ捕獲従事者が求められています！

認定鳥獣捕獲等事業者

- 法人による組織的な捕獲活動
- 捕獲を安全かつ効果的に行うことができる事業者を都道府県が認定



シカを効果的に捕獲できる射撃手法

認定鳥獣捕獲等事業者の

「捕獲従事者」には狩猟免許や一定の講習が必要。

※認定鳥獣捕獲等事業者は、全国44都道府県で166団体が認定されています。(令和5年5月31日現在)

都道府県等による全国的に増えすぎた

ニホンジカ、イノシシの捕獲事業

(指定管理鳥獣捕獲等事業)を平成27年度から実施中

専門的な捕獲事業者により、
増えすぎた野生動物の捕獲を強化、
農林業被害、生態系被害の低減、
地域の振興に貢献！！！！



認定鳥獣等捕獲等事業者の事業管理責任者と捕獲従事者には、「安全管理講習」と「技能知識講習」(それぞれ5時間、合計10時間)の修了が義務づけられています。

環境省では、認定を受ける意向のある事業者において事業管理責任者または捕獲従事者となる予定の方を対象とした講習会を開催しています。詳細については、**環境省 自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室(電話:03-5521-8285)**までお問い合わせください。なお、狩猟免許の取得を希望する場合には、別途都道府県の狩猟免許試験を受ける必要があり、そうした情報も提供します。